

関係団体の長 様

佐賀県県民環境部環境課長  
(公印省略)

「解体等工事に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策の手引～大気汚染防止法の留意事項～」の改正及び同手引（災害時対策を含む。）の制定について（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、「解体等工事に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策の手引～大気汚染防止法の留意事項～」の改正については、平成30年12月6日付け環境第2897号により貴職あて通知したところですが、この度、別紙1のとおり改正しました。

また、災害時においても原則として平常時の規制が適用されますが、災害時において倒壊・損壊した、又は倒壊・損壊のおそれのある建築物等の状況等により平常時の対応が困難な場合が想定されるため、そのような場合の取扱いを別紙1に追記したものとして、別紙2のとおり制定しました。

については、貴団体の会員に対して周知いただくとともに、大気汚染防止法の規定に基づく適切な石綿飛散防止対策の実施に活用していただきますようお願いいたします。

なお、手引は、下記の県ウェブサイトからダウンロードすることができます。

#### 記

#### 【県ウェブサイト】

- トップページ > 分類から探す > くらし・子育て > 自然・環境・リサイクル > アスベスト関連 > 全ての解体等工事で石綿（アスベスト）の事前調査、調査結果の説明・掲示が必要です  
([http://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00347880/index.html](http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00347880/index.html))
- トップページ > 分類から探す > くらし・子育て > 自然・環境・リサイクル > （環境情報）PM2.5・光化学オキシダント・環境放射能情報等 > 大気環境 > 大気環境  
([http://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00314012/index.html](http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00314012/index.html))

担 当	大気・水質担当	野田、黒木
電 話	0952-25-7774	
F A X	0952-25-7783	
E-mail	kankyou@pref.saga.lg.jp	

(参考：送付先)

佐賀県建設業協会	建設業協会佐賀
杵島建設業協会	神埼建設業協会
藤津建設業協会	鳥栖建設業協会
佐賀県建築士会	伊万里建設業協会
唐津建設業協会	小城建設業協会
佐賀県産業資源循環協会	佐賀県ビルメンテナンス協会
佐賀県石材工業協同組合	佐賀県建設労働組合連合会
唐津地方建設組合	日本作業環境測定協会 佐賀分会
佐賀県解体・リサイクル協議会	
佐賀県建造物解体業連合会	一般社団法人佐賀県土木協会